

会計基準の国際的調和を踏まえた  
我が国経済および企業の持続的な成長に向けた  
会計・開示制度のあり方について

平成22年4月

企業財務委員会

会計基準の国際的調和を踏まえた我が国経済および  
企業の持続的な成長に向けた会計・開示制度のあり方について  
～企業財務委員会中間報告～

平成22年4月19日  
企業財務委員会  
企業会計検討ワーキンググループ

会計の国際化を巡る議論は、継続的に行われているコンバージェンス作業が加速化していることに加え、2010年3月期からの国際会計基準（IFRS）任意適用開始、2012年を目処とした強制適用の最終判断を控え、その対応策において活発な議論が行われているが、我が国産業界はグローバル企業を多く抱えることから、会計制度の国際化の必要性については疑う余地の無いところである。

一方、今後のIFRSの検討項目を見ると、「技術立国」を支える我が国企業の経営や国際競争力、ひいては実体経済に大きな影響を及ぼす可能性があるものも含まれている。本報告書は、我が国経済を支える産業界の立場から、円滑な会計制度の国際化に向けて企業の経営・国際競争力に与える影響、国内制度のあり方等について検討し、今般、中間報告として取りまとめた。

第一に、現在行われている日本の会計基準とIFRSを近づけるコンバージェンスに係る課題として、早期に連結と単体の検討手続を分ける必要性について、提言を行った。

第二に、2012年を目処に判断される、IFRSの強制適用に係る課題として、各国固有の規制環境に合わせて、相互補完的に構築されている情報開示制度（四半期開示制度、内部統制報告制度、非財務情報等）のあり方に係る制度全体の再構築及び原則主義の下での監査制度のあり方の検討の必要性について提言を行った。

本中間報告の内容を踏まえた対応が適切に行われ、会計の国際化を踏まえた我が国経済、企業活動が一層活性化することを願ってやまない。

企業財務委員会委員長

佐藤 行弘

企業会計検討ワーキンググループ座長

加賀谷 哲之

## 第1部 コンバージェンスに係る国内制度のあり方について

### 1. 我が国会計制度の下で日本企業が目指すべき姿

会計制度は経営判断の基礎となる情報を提供することにより適正な企業行動を促し、その経営成果の報告・開示の信頼性及び的確性を担保することにより、企業自身の経営努力と市場による評価を通じて真の企業価値を増大させ、ひいては国民経済の発展に寄与するための経済社会制度インフラとしての側面を持つ。

従って、会計制度のあり方の検討を行うにあたっては、今後目指すべき経済成長や企業成長モデルを念頭においた上で、企業の経営活動のあり方、並びにその活動成果をどのような形で報告していくべきか、という視点が必要不可欠である。

まずは、国内市場の成熟化が進展する中、資源に必ずしも恵まれていない日本企業は技術や知的財産とそれを利益や価値に結びつける人的資本をテコに、新興国を中心としたグローバル市場でのプレゼンスを拡大することで、経済の持続的な成長に寄与することが求められる。

先進的な技術や知的財産の蓄積のためには、短期業績に左右されることなく、長期投資や人材育成、取引先との関係構築などを通じて、長期的な競争力の向上に結びつく活動を促進することが不可欠である。

すなわち、企業は、従業員、債権者、取引先などとの安定的・継続的な関係を構築することにより、イノベーション促進のための持続的な経営努力や当該企業向けの投資を引き出すことが可能となる。

次に、GNPに比して、外国直接投資の水準も他国と比べて低水準にとどまっている日本においては、いかに戦略的に直接投資や株式市場への海外資金の流入を促進するかが重要になってくる。

今後、日本における新技術や新産業の育成のためには、資本の集積が不可欠であり、このためには投資家が安心して資金を投入できる基盤を整備し、株式市場の透明性向上を図るとともに株式市場を活性化させ、日本企業の企業価値を高めることも日本の持続的な経済成長にとって不可欠である。

## 2. 会計の国際化と国内制度の検討の方向性

### (1) 会計の国際化について

近年、企業の事業活動や資金調達グローバル化が一層進展する中、財務報告についての国際的比較可能性や透明性の確保が強く要求されるようになってきている。

我が国においても会計の国際化が進む中、2009年6月30日に金融庁・企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表され、現時点では上場企業の連結財務諸表を対象に、IFRSの強制適用について2012年（平成24年）を目途に判断<sup>1</sup>することとされた<sup>2</sup>。

なお、意見書において、IFRSを適用した場合でも我が国会計基準の必要性がなくなることはない、と言及されており、IFRSが上場企業の連結財務諸表に強制適用されたとしても、連結先行の考え方の下、引き続き単体基準のコンバージェンスが行われていくことが想定される。

### (2) 国内制度の検討の方向性

こうした急激な国際化議論の進展に伴い、2010年3月期からIFRS任意適用が開始され、それに向けた先行的なルール作りが行われているとともに、会計基準のコンバージェンスが急速に進む中、金融商品取引法、会社法、法人税法について制度間の調整等も頻繁に求められるようになっている。

このような状況下、会計基準毎の各論ベースの検討では、関連する諸制度を設計する社会的コストが増大するおそれがあり、2012年を目処とするIFRS強制適用の判断を待つまでもなく、中小企業を中心とした非上場企業も含め、我が国会計制度のグランドデザインを構築することが急務となっている。

会計制度は、投資家に対する財務報告・情報開示のみならず、株主や債権

<sup>1</sup> 「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」では、強制適用の判断の要素として、IFRS適用に向けた諸課題の達成状況の確認、任意適用期間におけるIFRSの適用状況等の確認、EUやその他諸国のIFRS適用状況に加え、米国においてIFRSが米国企業に強制適用されるか否かも重要な判断材料になるとされている。

<sup>2</sup> 2009年12月内閣府令改正により、2010年（平成22年）3月期までに連結財務諸表を米国基準によって提出している会社等については、引き続き提出が認められるのは、2016年（平成28年）3月期までとされている。米国基準が使用出来なくなった場合には、IFRSもしくは日本基準での開示のみが容認されることとなる。

者等に対する利害調整機能や課税所得計算、更には企業経営における経営判断のベースという役割も担うものであることから、会計制度のグランドデザインの方向性は、日本の成長戦略に深く関わる政策につながるものである。

すなわち、我が国の会計制度が、グローバルスタンダードから孤立することなく情報の比較可能性、透明性を維持する一方で、日本の国益や経済成長を支える制度インフラとして、企業の事業基盤や国際競争力強化に資するものとなることが重要である。

そのためには、企業経営や商慣行、実体経済に与える影響を十分考慮し、国内会計制度全体をどのように構築するかという検討を踏まえた上で、IFRSとのコンバージェンスやその導入を進める観点が必要である。

更に、IFRSとのコンバージェンスやその導入に伴う、利益の考え方の変容<sup>3</sup>や原則主義の考え方の下、企業の業績報告としての情報開示のあり方についてコストベネフィットや情報利用実態の観点から、有用性が希薄なもの等については国際的な状況を踏まえつつ国内制度の見直しの検討が必要である。

### 3. 国内制度のあり方の検討の視点について

国内制度のあり方を検討するにあたって、会計の国際化に伴う直接的メリットを享受できるのは主として特定のグローバル企業に限定される可能性がある。一方、その他大多数の企業にとっては海外からの資金調達や財務諸表の比較可能性、透明性の観点からは間接的メリットに留まる点、また、国際的な比較可能性の面から重視されるのは、連結財務諸表であるという点にも留意すべきである。

#### (1) 検討の視点（課題整理）について

「技術立国」を目指す日本として、ものづくり重視による企業経営及び産

<sup>3</sup> 2009年11月に、国際会計基準審議会（IASB）は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置換えるプロジェクトの第一歩として、IFRS第9号「金融商品」を公表した。IFRS第9号では、これまでの市場価格のない持分金融商品を取得原価で測定する例外を廃止し、全ての持分金融商品は公正価値で評価することとされている。また、トレーディング目的以外の持分金融商品を、当初認識時に、その他包括利益（OCI）を通じて公正価値で測定する区分へ指定することを認めているものの、公正価値変動はOCIとして認識され、当該投資を売却又は処分した場合、また、減損が生じた場合でも、損益にリサイクルすることは禁止されている。リサイクルの禁止により、公正価値の変動のみがOCIに計上され、株式の売却損益や減損損失のように、実現時に損益として計上されないものがあることで「当期純利益」が変質することになる。

業基盤、国際競争力の強化、それによる安定的な経済成長の達成、更には中小企業を中心とした非上場企業の育成と雇用の維持・拡大のために望ましい会計制度はどうあるべきかという視点から、検討における課題整理にあたっては、国内制度に関する検討状況を踏まえて、①国内制度の基軸となる重要な会計思想、我が国企業の業績報告としての②情報開示のあり方、商慣行への影響や実務についての③企業負担、④配当・課税所得計算（確定決算主義）との関係、という4つの観点から、更なる検討を行う。

## （2）国内制度に関する検討状況

### ① 「連結先行」の考え

現状の国内制度については、「連結先行」という考え方の中で会計基準のコンバージェンスが進められるものとされており、企業会計審議会意見書では「コンバージェンスの推進には、これまでの会計を巡る実務、商慣行、取引先との関係、さらには会社法との関係及び税務問題など調整を要する様々な問題が存在する。こうした状況を踏まえ、今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方（いわゆる「連結先行」の考え方）で対応していくことが考えられる。」とされているが、まずもって、現在、会計の国際化は上場企業の連結財務諸表に限定して議論されているのであって、単体（個別財務諸表）についてのコンバージェンスは国際的に要請されているものではないことを確認しておく必要がある。

### ② 非上場企業の会計を巡る議論

我が国約 260 万社の非上場企業について、その多くはグローバルな投資の対象とされておらず、債権者等限られたステークホルダーに対しての情報提供及び配当・課税計算の基礎としてのみ活用される非上場企業の財務情報について、我が国の主権が及ばず、絶えず変化を続ける IFRS の影響を遮断すべきという意見が大多数であり、非上場企業については会計の国際化の議論の範疇外であることを明確にする必要があると考えられる。

非上場企業の会計制度のあり方については、直近で様々な議論が行われている。2009年9月に日本商工会議所は、「非上場企業の実態に則した会計のあり方に関する研究会」を設置し、有識者や非上場企業の経営者、金融機

関等のメンバーにより、非上場企業の会計についての現状や非上場企業の実態に則した会計基準のあり方について数次にわたり議論を行っている。

また、コンバージェンスの範囲の拡大とともに、会計と税の乖離が進むことにもなりかねず、確定決算主義が危ぶまれることから、非上場企業の事務負担の増大を避けるためにも、会計の国際化による非上場企業の影響を遮断し、非上場企業の身の丈にあった会計基準が策定される必要があるという意見が出されている。

また、中小企業の会計の現状を踏まえた今後の中小企業の会計のあり方について検討を行うべく、中小企業庁に「中小企業の会計に関する研究会」が設置された。

今後、中小企業政策の一環として中小企業の健全な成長発展を図るという観点、また、債権者及び株主の利害調整や確定決算主義の維持の観点から会社法や税法との関係を踏まえ会計制度がどうあるべきかという方向性で議論が進められ、本年夏頃を目途に方針が示される予定である。

更に、2010年3月に日本商工会議所、日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、企業会計基準委員会（ASBJ）が共同事務局を設け、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」が設置された。

本懇談会では会計基準の国際化を進めるにあたって非上場企業への影響を回避、又は最小限にとどめるべきなどの意見を受け、非上場企業の実態、特性を踏まえた会計基準のあり方について幅広い議論を行い、2010年7月を目処に基本的なフレームワークが取りまとめられる予定である。

このように非上場企業に適用される会計基準の扱いについては議論が進められているが、上場企業の個別財務諸表（単体）に適用される会計基準がどのような扱いになるかという問題は依然として残されている。

### ③ 「単体」の取扱いに関する課題

企業会計審議会意見書の公表後、これまで連結の取扱いが単体に先行する会計基準の公表は行われていない<sup>4</sup>。

会計基準は永続的に改訂が進んでいくことを前提とした場合、「先行」と

---

<sup>4</sup> 2008年12月に改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」における、取得が複数の取引により達成された場合（段階取得）の会計処理では、連結と単体で異なる処理が認められている。

は中期的な方向性の概念であり、実際に各期末において生じる連単の差異の状態としての「連単分離」や会社法、税法を踏まえた国内制度をどう捉えるかについては避けて通れない議論である。

従って、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い単体に適用される会計基準について、「なぜ単体を連結に合わせないか」ということではなく、「なぜ（国内制度に係る）単体基準を（国際ルールに係る）連結基準に合わせるのか」という視点において、「連結先行」の本来の意義を明確化する必要がある。

そのためには、まずは、国際的な要請として、コンバージェンスについては連結のみが対象となっていること、IASBの作業計画に整合する形で加速的な検討が求められていることを前提とした上で、単体についてのコンバージェンスの議論と連結の議論をいったん分離する、手続的な意味においての「連単分離」を確立することが必要ではないか。

連結については、国際市場におけるルール統一化要請との関係から、市場関係者によるコンバージェンスの観点を重視した基準見直しに合理性があるとしても、単体にどこまでIFRSを取り込むかについては、会社法や税法との関係や日本的経営の有り様等、国家戦略として国内制度がどのようにあるべきかという観点から、幅広い利害関係者が一体となった枠組みの下で総合的に検討された上で結論づけられるべきである。

#### 4. 国内制度のあり方の検討について

上記1. から3. の整理の通り、上記3. (1)の視点から課題を整理することにする。

##### (1) 国内制度の基軸となる重要な会計思想について

IFRSは主に投資家保護に重点を置いた会計基準であり、国際的な統一を図る目的からも各国の国内制度を必ずしも十分に加味しない形で策定されてしまう、という側面がある。

今後どのような方向で議論されていくかが必ずしも明確ではなく、日本企業の経済成長や国際競争力の観点から重視される会計思想や日本固有の実情などをその会計処理に反映することが可能かどうかも定かではない。



また、連結は投資家への情報提供が最も重視されるが、単体については、他の国内制度との結びつきが強く、株主を含む幅広いステークホルダーとの関係において連結とは異なった役割が求められる側面がある。

そのため、我が国の経済成長、企業の国際競争力の観点から、国内制度として日本の基軸となる重要な会計思想についての検証が必要と考えられる。

そのような観点から、我が国にとって重要な会計思想とは、企業の短期業績志向への傾倒や短期的な利益操作の可能性を排除する一方、財務体質の健全性を担保し、国際競争力・収益力の持続的強化を促すとともに、どの財務諸表利用者の有用性に偏ることなく、投資家、経営者、その他の幅広いステークホルダーにも企業価値や業績の評価指標として共有し易い財務情報である。

具体的には、我が国における伝統的な会計実務に根ざす以下のような考え方が上記を構成するものと考えられる。

#### ①実現利益概念

事業管理の考え方は、各社の知恵と工夫によるものではあるが、少なくとも事業管理（生産管理、コスト管理等）の観点からは、実現主義、発生主義、費用収益対応の原則の基本思想に支えられた損益アプローチをベースにした業績概念に基づき、投下資本が着実に成果に結びついているかを定点観測していくことが有用である。

一方、資産・負債アプローチをベースにした業績概念は、早期のリスク認識という点では優れた面もあるが、資産・負債の評価方法により数値が変動してしまうため、投下資本がきちんと将来の事業キャッシュフロー創出等の成果を生み出しているかどうかという面では、因果関係が曖昧になりやすい<sup>5</sup>。

#### ②保守主義の原則

---

<sup>5</sup> 野村資本市場研究所 研究レポート 「欧米機関投資家・アナリストは IFRS 包括利益をどう扱っているのか」の中で、2009年9月に IASB と FASB が共同で行った、アナリスト・フィールド・テストでは、主要なパフォーマンス指標として用いる損益計算書の項目は何かという問いに対して、営業利益 31%が最も多く、また、純利益 10%、税引前利益 7%、EBIT13%、EBITDA27%等純利益から派生する指標に対し、包括利益を選択したのは回答者の 6%という報告が行われている。

保守主義については、古くから存在した会計慣行であり、我が国の「企業会計原則」においても「一般原則」の1つとして定義されており、企業会計に深く浸透している<sup>6</sup>。また、収益力・回収可能性の低下という視点から資産内容を評価し、評価損計上（減損）を通じて資産・事業効率の向上に向けた事業整理・資産処分を促進する適切な保守主義は、企業経営上も重要である。

一方で、経営者の裁量的行動を許容するということから投資家の観点からは批判的意見が出されることもあり、2006年のIASBとFASBによる概念フレームワーク改善のための討議草案では、「保守主義は信頼性のある財務報告に求められる資質ではない」とされ<sup>7</sup>、保守主義の考えは後退していると言える。

しかしながら、債権者など幅広いステークホルダーの利害を重視する我が国においては<sup>8</sup>、とりわけこうした適切な保守主義の原則が重要な役割を果たす可能性が高い<sup>9</sup>。

---

<sup>6</sup> 企業会計原則 一般原則六、保守主義の原則において、「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。」とされている。

我が国の企業会計原則にいう「保守主義の原則」の一般的な解釈については、次のとおりである（武田 [2005]「最新財務諸表論第9版」中央経済社）。

①将来の危険から企業を守り、企業財政の安全性を図るところに目的がおかれている。②予想の利益を計上してはならず、予想の損失は計上しなければならないという企業財政の強化・安全を根拠とした要請である。③適当に健全な保守主義である限り、企業会計原則の一般原則にある「真实性の原則」を満たしうる（つまり、過度な保守主義には該当しない）。

<sup>7</sup>「財務情報の歪みを生む」、「適正な保守主義のレベルが明確でない」などの保守主義に対する批判も少なくはなく、2006年のIASBとFASBによる概念フレームワーク改善のための討議草案では、「保守主義は信頼性のある財務報告に求められる資質ではない」として排斥されている（藤田 [2009]「現代会計論考第4回会計上の保守主義とIFRS」『週刊経営財務』No. 2931）。

<sup>8</sup>「利益情報の変容と監査・保証業務のあり方に関する調査結果」『週間経営財務』No.2911

（黒川行治（慶應大学教授）柴健次（関西大学教授）内藤文雄（甲南大学教授）林隆敏（関西学院大学教授）

証券取引所上場会社（3,933社）のうち、回答数845社のアンケート調査結果の分析として、「一般に、会計情報のディスクロージャーは投資家の意思決定に関する有用性を念頭に置いて制度設計されているが、財務諸表作成者サイドの回答はこれに反し、現在の株主に対して会社の業績を説明することと、配当決定を重視していることを示している」とされている。

<sup>9</sup> 保守主義の批判に対して、保守主義が浸透してきた事実を踏まえれば、何らかの経済的合理性があるとの前提に基づき、保守主義の経済的合理性に関する実証研究事例から「保守主義はエージェンシーコスト（株主と経営者の利益相反により発生するコスト）低下させる点で経済的合理性があり、経営者にとって保守的な財務報告を行うインセンティブがあることを措定することができる」という主張がなされている（薄井 [2004]「株式評価における保守的な会計測定の経済的機能について」日本銀行金融研究所『金融研究』2004.3、野間 [2008]「保守主義の実証研究」『企業会計』Vol.60 No.7）。

### ③確定決算主義

株主から承認を得た決算書類をベースに課税所得計算を算出することは、企業による架空利益計上を抑制、さらに、税務調査による会計操作に対する抑止的機能も働くため、監査・内部統制等を含めた社会経済コスト面で効率的であると考えられる。

## (2) 情報開示のあり方について

情報開示の観点から、連結先行の枠組みの下で連結と単体が同一の会計基準に基づいて作成されない場合、個別準拠性<sup>10</sup>の問題や、投資家の混乱を引き起こす可能性があるとの指摘もあるが、これは既に現行制度下においても米国会計基準に基づき連結財務諸表を開示していることが参考になろう<sup>11</sup>。また、グローバル企業においては、海外子会社は各国法制度に基づいた情報開示が行われており、必ずしも日本基準に従っているわけではない点にも留意が必要である。

日本の米国基準採用企業は、既に連結は米国基準、単体は日本基準と別々の基準で作成、開示を行っている。現行でも米国基準と日本基準の間で異なる処理を行っている事例は存在する。主な例として、年金会計やのれん償却などがあり、これらは連結と単体の差として残されたままに開示が行われている。

米国基準での連結開示は、我が国において連結財務諸表制度が導入された当初から認められており<sup>12</sup>、その間、米国基準と日本基準で財務報告を行うこ

---

また、「Conservatism in accounting part I: Explanations and implications Ross L Watts. Accounting Horizons. Sarasota」 [Watts (2003) Sep 2003. Vol. 17, pp. 207-215] において契約や訴訟などとの関連で、会計実務において重要な役割を果たしているという指摘がある。

<sup>10</sup> 連結財務諸表の制度化に関する意見書（昭和50年6月24日企業会計審議会）、二 連結財務諸表原則の設定について[個別財務諸表の基準性]<sup>3</sup>において、「連結財務諸表原則は「企業会計原則」とは形式上別個のものとしてとりまとめられているが、連結財務諸表の基礎となる個別財務諸表は、「企業会計原則」に従って作成されるものでなければならない。従って、「企業会計原則」が、連結財務諸表原則の基礎として存在することに留意しなければならない。」とされている。

また、連結財務諸表原則 第二 一般原則 [個別財務諸表基準性の原則]においては、「連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として作成しなければならない。」とされている。

<sup>11</sup> ただし、米国基準が導入された時は、対象企業が限定的であったこと、まだ連結情報が重視されていなかったことから、IFRS導入の議論を行う上では必ずしも環境が同じではないという意見もある。

<sup>12</sup> 1977年に我が国に連結財務諸表制度が導入された時点で既に連結を米国基準で作成していた企業については特例として、当分の間として米国基準での連結開示が認められていた。一方、特

とで投資家が判断を誤るような事実は確認されていない。

また、2010年3月期から開始されるIFRSの任意適用期間において、日本基準から組替えた際の調整表や日本基準との差異の説明が必要とはされるものの、連結と単体について別々の基準を適用した上での開示が認められることになる。

なお、これまでの米国基準と日本基準の間の差はそれほど大きなものではなく、仮にIASBで検討中のMOU<sup>13</sup>項目が基準化されると、現状の差異と比較してIFRSが日本基準から大きく乖離する可能性を指摘する声もある。

仮に連結にIFRS、単体に日本基準を採用する場合、IFRSと日本基準の乖離は投資家に混乱を引き起こす可能性があるとの意見もあるが、投資家は主に連結情報を活用して投資判断を行っているという意見が多く、単体を活用するのは一部であるとの指摘がある点にも留意が必要である。

国際会計基準導入に関するアンケート調査<sup>14</sup>において、「国際会計基準の強制適用の際には、連結財務諸表作成企業の個別財務諸表はどのように扱うべきか」という質問に対して、財務諸表利用者の意見としては、必要な個別情報を連結に反映させた上で個別の開示については簡素化・廃止すべきとの意見が30%、簡素化した上で存続すべきという意見が26%と、簡素化もしくは廃止を望む意見が半数を上回っている。

一方、現状のまま存続させるべきという意見も35%存在する。

また、財務諸表作成者側については個別開示を廃止すべきという意見が圧倒的であり44%、簡素化した上で存続すべきという意見が24%、必要な個別

---

例適用企業以外の企業（制度導入後に米国でSEC登録を行った企業）についてはこの特例を利用することができず、米国基準と日本基準の2種類の連結を作成せざるを得ない状況が存在したため、米国での日本企業の株式公開の増加に伴う企業側からの強い要望を受け、2002年に恒久的な制度として米国基準での連結開示を認める連結財務諸表規則の改正が行われた。（最近の動きについては注2参照）

<sup>13</sup> MOU（覚書）：2006年2月、IASBがFASBと合意した覚書（Memorandum of Understanding）に基づき、IFRSと米国基準の差異について検討が進められている。MOU項目には、金融商品、退職給付、収益認識、リース等が含まれる。

<sup>14</sup> 「国際会計基準導入に関するアンケート調査」〔2009年11月大和総研〕。本調査は、大和インベストアーズ・リレーションズ株式会社に登録している発行会社（財務諸表作成者）のIR担当者およびアナリスト（バイサイド・セルサイド）やファンドマネージャーに対して実施したものである〔調査対象；発行会社（財務諸表作成者）1,287名、アナリスト・ファンドマネージャー等（財務諸表利用者）2,472名。うち回答数 発行会社；75件、アナリスト・ファンドマネージャー；151件〕。

情報を連結に反映させた上で個別の開示については簡素化・廃止すべきとの意見が 13%と続いた。現状のまま存続させるべきという意見は 7%にとどまっている。

こうしたことから、上場企業の連結への IFRS 先行適用に伴い、投資家の混乱を避ける意味でも金融商品取引法における単体の公表を見直し、個別開示の廃止や単体固有の情報のうち必要な情報を連結に注記する形での情報開示などの可能性についても検討する必要がある。

上記のような方法によれば、異なる基準に基づく情報開示による混乱を解決出来るのではないかと考えるが、一方で MOU 項目等将来的にあまりにも連結と単体の基準の乖離が進みすぎると社内管理情報と外部報告情報の不一致をまねき、情報価値の低下を招くおそれがあることを懸念する声もある。

さらに、我が国の従来からの経営や商慣行において、どのようなフェーズでどのような情報が必要であるのかという整理を踏まえた検討を行うことも重要である。このような整理を踏まえた上で、「投資家保護」に対する「債権者及び株主の利害調整」、「投資の意思決定に有用な情報」に対する「事業管理に有用な情報」というように、情報の開示対象や活用局面によって重視される会計思想を整理することが可能であれば、連結と単体について異なる制度目的（金融商品取引法は連結情報、会社法は単体情報として整理）に基づく情報開示を行うことの妥当性についても検討されるべきである<sup>15</sup>。

### (3) 企業負担について

連結と単体で適用される基準が異なる場合、連結と単体の差異が、損益の実現タイミングの違い、表示上の組替え、資産のオンバランスの有無といった程度の差異であれば、実務上連結と単体について異なる基準を適用できないわけではなく、管理会計への影響も大きくはないとの意見がある。

しかしながら、特に MOU 項目が基準化された場合には、連結と単体の会計基準の差異が拡大し、負担は更に重くなっていくとの見方もある。さらに、収益認識、減価償却や退職給付会計などの「売上」や「原価計算」に関わる項目については、特に製造業においては基準の分離に対する実務負担が大きくなる可能性があり、また、子会社やグループ会社の財務諸表との調整作業

---

<sup>15</sup> 例えば、ドイツやフランスでは、上場企業の連結は IFRS を強制しているものの、単体については国内基準を強制している。

を含め、実務負担が相当増えると考えられることから、まずは日本の慣行を国際的に認めてもらう努力が重要との意見もある。

また、IFRS を適用した場合には注記の量が膨大となることから、連結のみならず、単体にも IFRS を適用する場合には、財務諸表の作成負担が著しく増加することを懸念する意見もある。

このような意見を踏まえ、連結と単体で適用される基準が異なる場合の企業の実務負担や管理上の問題についてどのような課題があるか整理することが重要であり、企業毎のニーズによって単体においても IFRS に基づく開示を容認するオプションについても慎重な検討が必要である。一方、これらの上場企業は別途、配当・課税の調整は避けて通れないことを考えると、上場コストとして、一定程度の事務負担の増加は避けられないのではないかと考えられる。

#### (4) 配当・課税所得計算（確定決算主義）との関係について

我が国では従来から将来的な企業価値を評価するためだけでなく、従業員、債権者、株主及び課税当局など企業を取り巻く幅広いステークホルダー間の利害調整機能としても企業会計が重要な役割を果たしてきた。これは欧州を中心とした諸外国でも同様であり、現在国内制度として、会社法、税法で完全に IFRS に依存している国は見受けられない。

我が国においても会計基準のコンバージェンスが行われるたびに、金融商品取引法、会社法、法人税法について制度間の調整等が頻繁に求められる状況にあり、国内制度の安定性の観点から問題があること、本来は会計の国際化の影響を受けることが想定されていない非上場企業にまで法人税法の改正等において間接的な影響が及ぶこと等を考慮し、配当・課税の計算の基礎となる単体へのコンバージェンスについては慎重な検討を要する。

配当や課税所得計算の観点から言えば、制度の安定的運用の観点から支払能力、担税力の裏付けを所得概念に求めることになるが、IFRS とのコンバージェンスの進展により公正価値評価や予測見積りに基づく利益計算が拡大しており、配当計算・課税所得計算において調整が行われない場合は、資金の裏付けに乏しい利益についての配分を求めることに結びつき、法律の目的を達成できなくなる可能性がある点を強調せざるを得ない。

現状、IFRS とのコンバージェンスにより、未実現の評価損益が単体に取り入れられたとしても、配当にかかわる計算規定の改正によりその影響を排除することは可能であり、法人税法上も、未実現の評価損益は原則として課税所得から排除されている。しかし、IFRS とのコンバージェンスもしくはその導入に対し、配当にかかわる計算規定や法人税法の規定に何ら改正がなされない場合には、課税所得等に評価損益が含まれ、キャッシュが存在しないにもかかわらず、法人税等の支払いが求められ、支払いのための追加的な資金調達の必要性や、反対に、本業利益が出ているにもかかわらず、税金の支払いが発生しない企業が続出する可能性も出てくる。

そのため、4. (1) でも事業管理上の要請から実現利益概念の重要性について触れたが、配当や課税所得計算においても資金の裏付けのある収益の計上を前提としている実現利益の方が、資産負債アプローチをベースにした利益概念と比較して制度の安定的運用が期待できる。

また、単体については、特に税との親和性を維持することが実務コスト面でも有効であり、仮に単体についても IFRS の考え方を基にした利益を採用する場合、上述のような問題が出てくることから、配当や課税所得計算の調整のために相当な実務負担や徴税コストを要する可能性があるという意見がある<sup>16</sup>。

同様に配当・課税の公平性及び透明性の観点からも、実現の考えを基礎とした日本基準を基にした確定決算主義の維持が必要であり、また会社法や税法については上場企業、非上場企業を問わず適用される規律であることから、同一の思想に基づく基準を上場企業、非上場企業を問わず適用すべきであるという意見がある。

一方、我が国では会計上の利益をスタートに課税計算は行われているものの、実際はほとんどが別段の定め等に依拠して課税計算が行われていることから、完全に会計に依拠しているわけではないとの見方もある<sup>17</sup>。

---

<sup>16</sup> この点に関し、仮に IFRS が会社法及び法人税法において「一般に公正妥当と認められる」会計基準として容認されるのであれば、連結と単体の財務諸表作成に係る企業負担等を考慮して、個別財務諸表（単体）に IFRS を任意適用する事が望ましいとの意見もある。

<sup>17</sup> 例えば、連単分離と言われているドイツについても IFRS の考えを取り入れた計算規定を商法上も取り入れ、税も商法計算数値を基礎としているなど、IFRS に比較的親和性があり完全分離ではないとの見方もある【会計・監査ジャーナル No. 649 「ドイツにおける IFRS 導入と基準性原則、会社規模別緩和策～会計法改革法（2004 年）、会計法現代化法（2009 年）との関連で～（静岡大学佐藤誠二教授）一抜粋～】

ただし、日本の場合、損金経理要件だけは会計に依拠しており、IFRS とのコンバージェンスやその導入に伴い税との調整が必要な部分であるため、損金経理要件に照らし合わせて今後どのような課題があるのか論点を洗い出していくアプローチが望ましいという意見もあった。

「確定決算主義（損金経理要件）」については、会計と税務の健全な緊張関係を維持し、会計処理や税務の公平性・透明性を確保するとともに、企業負担を最小化するという意味において我が国会計制度において維持すべきという意見もあれば、IFRS の導入範囲の拡大により会計と税が乖離していく現状を鑑み、会計の国際化にとっての阻害要因となっており、撤廃すべしという意見もある。

ここで「確定決算主義（損金経理要件）」の意義を今一度確認しておく必要があると考える。

#### ① 「確定決算主義」の意義と現状

現行の我が国における法人税法においては、確定決算主義を採用しているといわれており、企業会計と法人税法との関係を論じる上で重要な位置を占めるものと考えられる。しかし、確定決算主義については制度上の明確な定義がなく、様々な見解が存在しているが、代表的な見解としては以下の3つを挙げることができる。

#### 【確定決算主義に関する主要な見解】

- 見解1 単に法人税法の申告方式に関する手続的な内容を意味している。
- 見解2 会社法上確定した決算における利益を所与として課税所得計算を行う方式。
- 見解3 会社法上確定した決算における利益を基礎とした上で、減価償却等の特定事項については、確定した決算において所定の経理を行った場合のみに課税所得計算においてこれを認める方式。

---

「BilMoGによる法改正の目的は、IFRS 導入以後、引き続いてドイツ企業が現代化した会計基礎を構築（調和化）するため、商法上の連結決算書だけでなく、年度（個別）決算書の情報提供機能を高めるとともに、配当測定と税務上の利益算定の基礎であることを断念することなく（保守主義）、商法会計法の要諦たる商法決算書が、持続的で、IFRS との関係で十分に調整の採れた（国際化）、しかもコストパフォーマンスの高く簡便な選択肢（規制緩和）を会計法に対して展開することにあつたと言えよう。」

「ドイツでは、2005年からのIFRS導入時期を前後して、BilReG、BilMoGを介した法改正が行われ、「国際化、調和化」と「規制緩和（負担軽減）、保守主義」という、一見アンビバレントなフレームワークに基づき、商法会計法（基準）の法整備が漸次、進行してきている。」



従来、我が国では会計基準と税法規定をできる限り一致させ、双方の差異を最小にする方向での調整が図られてきたことから、確定決算主義は上記の見解3の考え方が一般的と解されてきたと考えられ、その具体的な手続内容として以下の3項目を挙げるができる。

①法人税の課税標準である各事業年度の所得金額は、確定した決算、すなわち、株主総会において承認された計算書類の当期純利益に基づいて計算し申告する。

<法人税法 74 条>

②減価償却費、引当金等の計上額、工事進行基準・延払基準の適用等については、法人の確定した決算において費用等として経理されていることを要件とする（いわゆる「損金経理要件」）

<法人税法 2 条 25 号など>

③税法に別段の定めのない益金（収益）、損金（費用・損失）については、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算すること（いわゆる「公正処理基準」）

<法人税法 22 条>

一方、近年において、課税の公平性、安定的な税収確保、経済政策としての租税の利用など税制独自の目的を理由に税法と企業会計の内容が乖離する傾向にあると言われており<sup>18</sup>、企業会計側でも税効果会計の導入により税法との調整はあえて不要との意見もあることから、見解3による確定決算主義を維持することが難しくなってきた、または、確定決算主義の考え方は見解2にあるように会社法上確定した決算における利益を“申告書の始点”として税法独自の調整処理を加減算しているものと解するのが妥当であるとの意見もある。

<sup>18</sup> 「政府税制調査会 法人課税小委員会報告」（1996 年 11 月）－抜粋－

「税法は、税負担の公平、税制の経済に対する中立性の確保等をその立法の基本的な考え方とし、適正な課税の実現のため、国と納税者の関係を律している。したがって、税法において、適正な課税の実現という税法固有の考え方から、商法・企業会計原則と異なった取扱いを行う場合があることは当然である。」

「近年、国民の税に対する関心の高まりの中で、税の公正・中立や透明性の視点を踏まえ、実態に即して適時適切に課税を行う必要性が以前にも増して重要となっている。しかしながら、現行法人税法が商法・企業会計原則における会計処理の保守主義や選択制を容認している結果、企業間の税負担の格差や課税所得計算の歪みをもたらされている面があることも否定できない。法人税の課税所得は、今後とも、商法・企業会計原則に則った会計処理に基づいて算定することを基本としつつも、適正な課税を行う観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取扱いとすることが適切と考える。」

## ② 「確定決算主義」のメリット・デメリット

確定決算主義のメリットとしては、i) 財務諸表を単一化するという「便宜性」、ii) 企業利益と課税所得を有機的に結びつけることによる財務報告の「真実性」の確保にあるといわれている。

一方、デメリットとしては、償却費や引当金の計上額について企業会計上適正と認められる金額に税務上の限度額が介入するという「逆基準性」の問題が指摘されている。

今後、会計基準の更なるコンバージェンス、ひいては IFRS の単体への適用により企業会計と税法が著しく乖離した場合には、確定決算主義は事実上形骸化し、その維持が困難となる可能性は否定できず、損金経理要件の廃止と申告調整方式の拡大を図る必要性の議論が生じる。

しかし、確定決算主義（損金経理要件）を廃止した場合におけるデメリット（下記参照）を考慮すれば、確定決算主義は維持されることが企業にとって妥当であるものと思われる。

### 【確定決算主義（損金経理要件）を廃止した場合におけるデメリット】

- 企業会計とは別途、税務申告用の企業利益を算定する必要が生じ、その結果、帳簿の二重作成や決算・申告事務の煩雑化を来す。
- 費用・損失について申告調整方式を拡大した場合には、「企業会計における利益は多額に、課税所得は少額に」という企業行動を誘引することとなり、損金経理要件を採用していない米国などでは、現にそのような事象が発生している。
- 税法基準を考慮せず会計処理を行うことは、税制上の恩典を放棄することになる場合がある。

## ③ 「確定決算主義」の今後のあり方

少なくとも、企業において健全な会計処理が行われること、つまり、会計上の事実が誠実に反映され、虚偽又は粉飾などが行われていない会計記録が作成されることを前提として、企業の事業活動による成果を評価しようとしている点においては、企業会計も税法も共通の目的であるといえる。

したがって、確定決算主義のあり方についても廃止か存続かという二者択一の問題ではなく、あくまでも程度の問題として捉え、確定決算主義が

企業において健全な会計処理が行われるための「仕組み」として機能するような方向性について議論が必要と考える。<sup>19</sup>

## 5. 今後の課題について

### (1) 基軸となる会計思想の整理

会計の国際化は、グローバル競争の環境条件を揃えることで日本企業が不利になることを回避し、我が国の株式市場活性化を通じた経済成長を達成するためにも重要な取組であることは疑う余地のないところであり、上場企業の連結財務諸表については IFRS とのコンバージェンスが必要である。

一方で、IFRS に基づく財務諸表では、資産の公正価値評価が重視されるがゆえに、これまで我が国が独自に長い蓄積を持って培ってきた原価計算や経営管理手法と必ずしも整合的ではなく、結果として日本企業の国際競争力に大きな影響を与える可能性がある。

日本企業、特に製造業においては原価計算を基礎とする価格決定やコスト管理を行い、合理化・カイゼン・技術開発、事業構造改革等に取り組んできた。このような我が国企業の独自の経営実態や債権者及び株主の利害調整や課税所得計算といった会計制度の全体的な目的整合性の観点から IFRS と日本基準の違いを明確にした上で、国内制度としての基軸となる会計思想を整理することが重要ではないか。

基軸となる会計思想とはすなわち日本の企業競争力に直結するものであり、まずは国内制度としてこのような観点における議論からスタートし、それから、会計の国際化やその背後にある考え方をいかに戦略的・効果的に受け入れることで日本企業の新たな競争力の向上に結びつけていくべきかを検討していくべきである。

---

<sup>19</sup> [参考文献]

- ・杉田宗久 [2002] 「法人税法における確定決算主義」同志社大学商学部日本税理士連合会 寄付講座
- ・金融庁金融研究研修センター [2006] 「企業会計・ディスクロージャーと税制等の将来像（展望と課題）」
- ・税務大学校論叢 [2006] 「法人税法と商法、企業会計の相互関係と今後調整すべき課題について」
- ・日本税理士会連合会 [2008] 「企業税制と法人税のあり方について」
- ・財務会計基準機構 [2008] 「企業会計と税法等との調整に関する現状分析と課題」

## (2) 非上場企業の会計のあり方

非上場企業の会計のあり方については、議論が進められているところではあるが、企業の健全な成長発展を図るという観点や債権者及び株主の利害調整や確定決算主義の維持の観点から、非上場企業の事務負担の増大を避けるためにも、会計の国際化による非上場企業の影響回避又は最小限にできる、非上場企業の身の丈にあった会計基準策定に向けた検討が進められることを期待する。

## (3) 「連結先行」の明確化

現状の連結先行の考え方の下、単体のコンバージェンスをどこまで進めるべきかについては、議論があいまいなままであり、連結と単体が同時にコンバージェンスしていくのか、ダイナミックアプローチと言われる単体のコンバージェンスにおける判断の猶予が相当程度担保されるものであるのかといった、「連結先行」がどのような時間軸において進められていくのかということや、議論の軸足を日本基準におくのかどうかということについて明確化が必要である。

これは、仮に IFRS を強制適用した場合でも、我が国会計基準の必要性がなくなることはないとされていることから、将来にわたって存在する論点である。

加えて、IFRS が今後、どのような方向で議論されていくかが必ずしも明確ではなく、日本企業の経済成長や国際競争力の観点から重視される会計思想や日本固有の実情などをその会計処理に反映することが可能かどうかも定かではない。

このようなことを踏まえ、会計を証券市場のルールとしてだけでなく、経済社会インフラと捉える場合には、会社法や税法、別記事業等関連国内制度と一体として会計制度を検討すべきであり、特に関連国内制度とのつながりが強い単体会計については、より制度としての安定性が重視されるべきである。

また、商慣行や企業経営の観点からは、財務制限条項や上場規則など市場における債権者・投資家と企業との契約において連結決算が主流となりつつある一方、依然として我が国企業の事業活動・オペレーションは個社単位で行われているという意見が聞かれる。

そのため、債務契約における財務制限条項や公共調達における入札価格等、企業活動に影響を及ぼす契約実務や各種規制等から、どのようなフェーズでどのような情報が利用されているかという視点での整理、会計基準の見直しがそれらに与える影響把握が重要である。

企業業績、パフォーマンスの集計値の表示用として連結は、IFRSの導入を促進しつつ、他の国内制度・商慣行と結びつきの強い単体には日本基準を適用することで、実際の事業活動単位である個別企業レベルでは、これまでの会計思想の蓄積を基にした競争力の源泉を維持し、成長を促進することで、結果として企業の持続可能性も向上するという意見もあることから、IFRSの考えを導入する場合でも上場企業の連結財務諸表にとどめ<sup>20</sup>、国益や国内ステークホルダーの利害に関わる会社法にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として、単体会計と連結会計の議論を一旦切り放して考えるという手続的な意味での「連単分離」方式を明確化し、採用することも合理的である。

あわせて、財務諸表等規則の別記に掲げる事業（別記事業）についても、上記単体との親和性が高く、規制や当局の監督との関係など別途検討項目はあるものの、「連単分離」方式を採用することへの阻害要因にはなり得ないものと考えられる。

#### （４） 連結と単体を分離した場合の検討課題

連結と単体の取扱いが異なるとしても、具体的な基準項目や対応方法については、単純にすべてを連結と単体で異なる基準にしていくということではなく、連結と単体双方を国際的に整合させるもの、連結と単体を分けるものについてそれぞれ検討が必要になるものと考えられる。また、収益認識など売上に関わるもの等は日々の活動と密接に結びついたものであることから、実務的には、連結と単体の会計処理を異にすることは困難であるとの指摘もあり、そのような実務上の問題点を整理した上で、ケースバイケースの取扱いになるものが出てくると考えられる。

また、「連単分離」を採用する際の制度上の検討課題の一つとして、金融商

---

<sup>20</sup> 厳密に言えば、東京証券取引所など日本の大企業の多くが上場する市場とベンチャー企業などが中心のJASDAQ、マザーズなどを同様に扱うべきか、異なる形で扱うべきか（ドイツ型またはフランス型）は検討が必要である。

品取引法では現在、連結財務諸表と個別財務諸表の双方の開示義務がある。この結果、2つの異なる基準に基づく財務諸表が同一の財務報告において開示されることになる。

引き続き両者の開示を求め続けるのか、連結と単体について異なる制度目的（金融商品取引法は連結情報、会社法は単体情報として整理）に基づく情報開示の妥当性の議論と併せて、財務諸表作成者及び利用者等の意見を集約した上で今後検討が必要な論点である。

さらに、連結子会社の存在しない会社についての対応をどのようにすべきか、という論点も残されており、連結財務諸表を作成している企業と同じ基準（強制適用時にはIFRS）を適用した個別財務諸表を別途作成する必要について検討が必要である。（上場企業であることからIFRS対応が不可欠である一方、課税所得計算などの観点から国内基準に基づく財務諸表の作成も不可欠と考えられる。）

企業経営の観点からは、グループ全体で統一的な事業管理を実施することが望ましく、さらにコンプライアンスの観点から、非上場の子会社についても連結に適用される基準（強制適用時にはIFRS）での法定開示を容認して欲しいとの意見がある。この場合、連結子会社の存在しない会社同様、国内子会社については、IFRSベースの連結と単体、さらに配当や課税所得計算用の国内基準ベースの単体の3種類の財務諸表が必要と考えられる。

会社法や税法等他の法制度、非上場企業の会計のあり方の議論との関係から、上場企業の非上場子会社の取扱いについて引き続き検討が必要である。

#### （5）単体の会計のあり方の検討の場の設定

国内制度としての単体の会計のあり方を議論するには、単体の会計基準についてのコンバージェンスの議論と連結の会計基準の国際化の議論を一旦分離した上で、さらには基準設定主体、商法学者、会計学者、税法学者、実務家、上場・非上場企業、債権者、投資家、政府関係者等、幅広い関係者の意見が反映され、総合的な判断が担保されるような手続の存在が前提となる。

非上場企業の会計のあり方については、今般、全体のコンバージェンスの議論の場とは別に検討の場が設けられているが、一方、国内制度として捉えた場合には、会社法や税法が上場企業、非上場企業を区別せずに適用される法制度であることから、上場／非上場の一体的な議論の場も必要と考える。

## 第2部 2012年のIFRS強制適用判断に向けて検討が必要となる事項について

### 1. IFRSの強制適用判断に向けた課題

2012年を目処にIFRSの強制適用の判断が行われることとなるが、我が国の経済成長、企業活力の観点に鑑みると、課題は第1部で提言した連結会計と単体会計を分けた早期の国内制度議論の必要性にとどまるものではない。IFRSの強制適用を検討するに際して、我が国においては様々な課題があるものの、会計制度に関わる大きな課題として、上場企業に適用される情報開示制度全体の再設計の必要性がある。

情報開示制度は、財務情報に係る開示制度を中心に、財務情報の作成に係る手続きの透明性を担保する内部統制報告制度、開示情報の信頼性を担保する監査制度、財務情報を補完する非財務情報等、種々の制度によって相互補完的に構築されているものである。

我が国におけるIFRSの強制適用の判断においては、会計制度の変更に際し、情報開示制度を構築する上記諸制度が、IFRS導入後も効率的に相互補完として機能するかという視点から検討が行われるべきである。

また、IFRSの強制適用の判断に向け、国内制度への影響の検証を踏まえた対応の必要性については、米国においても同様の問題提起がなされている。先般、米国証券取引委員会（SEC）から発表された声明「**Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S Issuers<sup>21</sup>**」においては、IFRS導入に際して事前に分析すべき影響項目が示されており、例えば、税、監査、会計システム、内部統制、契約、訴訟、小規模上場企業への影響等を検討することが提示されたところである。

我が国においても、資本市場の国際化要請への対応を担保しつつ、同時に、日本の国益や経済成長の促進を向上させるために、IFRS導入に伴う我が国企業の経営や国際競争力、会社法や税法、情報開示制度等の国内諸制度への影響を検証することが求められる。

<sup>21</sup> <http://www.sec.gov/rules/other/2010/33-9109.pdf>

## 2. 情報開示制度全体のあり方について検証すべきと考えられる課題

上記、情報開示制度については、以下の点について制度全体についての検討を企業財務委員会において進めていく必要があると考えている。

### (1) 四半期開示制度との関係

もともと、投資家保護の観点から四半期開示制度は決算発表の頻度を増すことにより情報開示を徹底させることで市場からのチェック機能を働かせることが目的であったが、①欧州では必ずしも全ての上場企業に四半期開示制度が義務付けられているものにもかかわらず、欧州の株式市場において上場企業の財務情報が不十分であるとの意見は聞かれないことや、②米国においては、四半期ごとの利益競争が行われ、短期的利益志向に基づく企業経営を誘発する一因となったこと、③四半期開示制度の導入により起債可能期間の短縮・起債の集中化が生じ、機動的な資金調達が阻害されている等との指摘<sup>22</sup>がある。

また、予測見積もり項目が多く含まれるという観点からは、企業の負担面・実際の運用面から、短期開示が実務的にはなじまないとの声も聞かれる。

我が国企業が、短期的な業績に左右されることなく、長期的な競争力の向上に結びつく活動を促進する、かつ、企業の資金調達や実務面での負担の少ない制度という観点から、四半期開示制度を簡素化の方向で見直していくことが必要なのではないか。

### (2) 内部統制報告制度との関係

原則主義の下では、財務情報が多様化することから、企業側の説明責任の増加が想定される。この場合、補完的に注記ないしは非財務情報による説明が求められることで企業負担の増加を懸念する意見も多いが、一方で、多様な財務情報および定性的な非財務情報の信頼性を財務諸表監査において担保することが、これまで以上に困難となる可能性がある。

しかし、我が国においては2006年6月に成立した金融商品取引法によって、上場会社を対象とした、財務報告に係わる内部統制の経営者による評価と公認会計士等による監査が義務づけられており、財務報告の信頼性の担保が追

<sup>22</sup> 社債市場の活性化に関する懇談会第4回資料「社債市場の活性化に関する懇談会」における今後の検討の方向性について（案）参照（平成21年10月16日日本証券業協会）



加的に図られたところである。このため今後の開示情報の監査のあり方を検討する際には、内部統制報告制度の効果を鑑みた適切な検討が求められる。

### (3) 非財務情報との関係

IFRSを先行して導入した国においては、包括利益等から調整を加えた経営指標の設定や、経営を定性的に説明することの重要性が指摘されている<sup>23</sup>。

また、利益公表などの財務情報の企業価値説明力はそれほど高くないことを示す実証的な証拠が蓄積されているほか<sup>24</sup>、近年では財務情報の価値関連性の低下を示す実証的な証拠が蓄積されつつあること<sup>25</sup>からも、財務情報を補完する方策としての非財務情報の開示が求められると考えられる。

一方、我が国企業においては、現在、任意開示媒体も含めると非財務情報の開示は相当程度行っているところであり<sup>26</sup>、情報過多であるとの指摘もあることから、真に投資家の意思決定に資する非財務情報とは如何なるものかを精査し、企業負担の軽減及び営業秘密の保護<sup>27</sup>にも配慮した開示制度の構築を

---

<sup>23</sup> 例えば、The Institute of Chartered Accountants in Australia による、The new benchmark in business reporting October 2008、Broad Based Business Reporting Supplementary paper First published September 2009 Published by: The Institute of Chartered Accountants in Australia など。

<sup>24</sup> 例えば、B. Lev, "On the Usefulness of Earnings and Earnings Research: Lessons and Directions from Two Decades of Empirical Research," Journal of Accounting Research: Supplement, 1989, 153-192, R. Ball and L. Shivakumar, "How Much New Information Is There in Earnings?" Journal of Accounting Research. Chicago: Dec 2008. Vol. 46 Iss. 5. など。

<sup>25</sup> 例えば、J. Chang, "The decline in value relevance of earnings and book values," Working Paper (Harvard University), 1999. S. Brown, K. Lo, and T. Lys, "Use of R2 in accounting research: measuring changes in value relevance over the last four decades," Journal of Accounting and Economics, Volume 28, Issue 2, December 1999, pp. 83-115, B. Lev and P. Zarowin, "The Boundaries of Financial Reporting and How to Extend Them," Journal of Accounting Research, (Autumn 1999), pp. 353-385. など。

<sup>26</sup> 例えば、我が国の公開企業が、制度開示、適時開示および任意開示として、どのような内容の企業情報をどれだけ、どのような媒体を用い、どのような頻度で開示しているか等の実態調査を行った「わが国における企業情報開示の現状と課題」早稲田大学知的資本研究会（代表 花堂靖仁）によると、『年度決算に関し開示される報告書の点数は、平均で7種に及んでいる。Form 10KとAnnual Reportの開示が基本のアメリカと比べると、明らかに開示過多の傾向となっていることは否定できない。多い企業では10種を越えるものを複数年度にわたりホームページで開示しており、明らかに投資家をはじめステークホルダーの平均的な情報処理能力を超えた状態におかれている』と指摘している（下線は事務局）。

<sup>27</sup> なお、我が国においては、事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るため、営業秘密の刑事的保護について、その対象範囲の拡大等の措置を講じた「不正競争防止法の一部を改正する法律」が2009年4月30日に公布され、具体的な管理手法についても「営業秘密管理指針」が策定されている。同指針によると「財務報告のみでは十分に表せない企業価値を表現するツールとして知的資産等を含む非財務情報の開示が重要であることからすると、営業秘密を適切に把握、管理することは、同時に開示可能な情報を精査す

検討していく必要がある<sup>28</sup>。

例えば、適切な企業実態の開示を目的とし、財務情報と非財務情報が一体となった開示を嚆矢とする取り組みが諸外国において進められているが<sup>29</sup>、我が国においても如何なる情報開示形態が望ましいか検討する必要がある。

#### (4) 監査制度との関係

IFRSにより作成された財務諸表について監査を行う場合、我が国の現在の監査基準又は監査基準委員会報告の内容で対応可能かどうかを検討する必要性が出てくる可能性もある<sup>30</sup>。

また、IFRSの導入は、原則主義や見積り事象の拡大に伴い、監査人の判断の思考方法にも影響を与えることになり、企業側と監査人との間での見解の差が拡大する可能性があることから、IASBと国際監査・保証基準審議会（IAASB）が、現在、見積り事象等を含む複雑な会計基準についての討議が行われているように、我が国においても、IFRSの下での監査対応について、監査基準設定主体及び企業側との討議が事前に必要になることも考えられる。

さらに、原則主義の下で、監査対象企業の会計処理方針の妥当性も確認することとなれば、これまで以上に企業の内部統制と深く関係してくる可能性もあり、財務諸表監査と内部統制監査の関係について整理を行う必要がある。

---

ることにもつながるため、営業秘密の管理は情報開示の観点からも重要であると考えられる」とされている。

<sup>28</sup> 例えば、我が国においては、「知的資産経営開示ガイドライン」〔経済産業省 2005〕等、非財務情報の戦略的開示に係るガイドラインが策定されている。

<sup>29</sup> 例えば、2006年に英国チャールズ皇太子が呼びかけた団体（プロジェクト）で、ブレア首相（当時）、BP社CEなど、政府、企業、会計業界から主要な人物が参画している Accounting for Sustainability (A4S) においては、「Connected Reporting」と称した報告書の形態を提案しており、企業の戦略遂行等と財務・非財務状況との関係を一体として説明すべきとしている。同様の取り組みとして「One Reporting」(SRI World Group) や「Integrated Reporting」(GRI) 等がある。

<sup>30</sup> 2010年2月26日に米国証券取引委員会（SEC）から発表された声明「Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S Issuers」においても監査基準の変更ないしは修正等の必要性および修正等による影響を考慮すべきである旨が指摘されている（P. 29～P. 30）。

このように、情報開示制度を構築する諸制度等は、相互補完的に重複なく構成されることが望ましく、IFRSの導入に備え、IFRSを先行的に導入した国の例も参考にしつつ、改めて、如何なる制度設計が我が国企業（および資本市場）において望ましいかを企業財務委員会では引き続き検討していくこととする<sup>31</sup>。

---

<sup>31</sup> 本委員会においても「上場会社を対象とした開示に関する諸制度は、日本の場合、諸外国と比較しても網羅的で企業負担（費用、時間）が過大になってきている」及び「企業の活力を更に活性化するためには、開示の簡素化や規制の見直しを含め、企業負担の軽減が求められる」旨の指摘があった。この点、イギリスにおいて、良き財務報告を推進するための独立機関であるFRC（Financial Reporting Council, 英国財務報告理事会）においては、現在の財務報告が複雑すぎ、読み手の理解を妨げている点や会計基準が技術的、理論的すぎる点、企業の全体像を示すわけではなく、個別具体的な資産の評価等に力点が置かれており有用ではない点等を指摘し、より良いコミュニケーション促進のために財務情報の複雑性低減等の重要性を提言している

（『Louder than Words: Principles and actions for making corporate reports less complex and more relevant』2009年6月）。IASBに対して大きな影響力があると考えられるASB（英国会計基準審議会）はFRCの下部組織であることから、当該提言は注目に値すると考えられる。

## 最 後 に

### 第1部 コンバージェンスに係る国内制度のあり方について

我が国にとって影響の大きな会計項目について急速にコンバージェンスの議論が進んでいる中、会計の国際化は、日本企業にとって重要な取組であることは疑う余地はない。会計の国際化を円滑に進めるためにも、国内制度をどう構築すべきかの議論についてはコンバージェンスの議論と並行的に検討が行われるべきであり、一刻の猶予もない状況である。

まず、非上場企業の会計のあり方については、資本市場からの資金調達が限定されているという背景の違いを踏まえ、会計基準の国際化とは切り離し、実態に即した結論が得られるよう、引き続き関係各所において議論が進められることを求める。

また、上場企業の単体については、基軸となる会計思想の整理や、連結先行の明確化及び連結と単体を一旦分離した「連単分離」の議論が必要であり、会計基準設定主体を始めとする幅広い利害関係者が一体となった国内制度の検討の場が設定されることを求める。

このような取組に対する意見発信を継続的に行うべく、企業財務委員会においても、国内制度の基軸となる重要な会計思想、契約等の商慣行や各種規制への影響を含む会計基準見直しの影響と必要となる対応について、引き続き検討していくことが必要である。

### 第2部 2012年のIFRSの強制適用判断に向けて

IFRSの適用判断においては、国内経済への影響や既存の国内規制環境との関係等、慎重な検討を要する事柄が多いが、2012年の適用判断の考慮要素として会計制度と密接な関係にある情報開示制度全体の再設計（監査対応、内部統制制度、非財務情報開示等）の視点を盛り込むべきである。

企業財務委員会においても、我が国経済の持続的な成長を実現するため、国内制度の基軸となる重要な会計思想、契約等の商慣行や各種規制への影響を含む会計基準見直しの影響、情報開示制度全体のあり方について関係各所と連携を取りつつ、引き続き検討して参りたい。

企業財務委員会 委員名簿

委員長

佐藤 行弘 三菱電機株式会社 常任顧問

委員長代理

田中 稔三 キヤノン株式会社 代表取締役副社長

委員

石塚 由成 住友金属工業株式会社 取締役専務執行役員

伊地知隆彦 トヨタ自動車株式会社 専務取締役

上野山 実 パナソニック株式会社 取締役

氏家 忠彦 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 取締役  
専務執行役員最高財務責任者

大根田伸行 ソニー株式会社 取締役代表執行役副社長 C F O

加藤 和彦 富士通株式会社 執行役員上席常務 C F O

加藤 高雄 オリックス株式会社 執行役経本部長

河本雄二郎 三菱重工業株式会社 代表取締役常務執行役員

木下 憲治 株式会社小松製作所 取締役専務執行役員 C F O

木村 拙二 愛知産業株式会社 監査役

島崎 憲明 住友商事株式会社 特別顧問

武井 優 東京電力株式会社 常務取締役

谷口 進一 新日本製鐵株式会社 代表取締役副社長

寺井 一郎 株式会社 I H I 取締役執行役員財務部長

中村 豊明 株式会社日立製作所 執行役専務

西村 義明 東海ゴム工業株式会社 代表取締役社長

野崎 邦夫 住友化学株式会社 常務執行役員

平井 茂雄 新日本石油株式会社 取締役常務執行役員

松本 順一 三井物産株式会社 代表取締役副社長執行役員 C F O

三浦 善司 株式会社リコー 取締役専務執行役員

村岡富美雄 株式会社東芝 取締役代表執行役副社長

山崎 敏邦 J F E ホールディングス株式会社 監査役

奥田 真弥 社団法人関西経済連合会 専務理事

久保田政一 社団法人日本経済団体連合会 専務理事

小島 邦夫 社団法人経済同友会 専務理事

宮城 勉 日本商工会議所 常務理事

(平成22年3月、50音順、敬称略)

企業会計検討ワーキンググループ 委員名簿

座 委	長	
	加賀谷 哲之	一橋大学大学院商学研究科准教授
	員	
	秋葉 賢一	早稲田大学大学院会計研究科教授
	池田 誉	三菱電機株式会社経理部会計課長
	石原 秀威	新日本製鐵株式会社財務部部長
	小畑 良晴	社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部主幹
	山田 浩史	パナソニック株式会社理事東京支社経理グループ グループマネージャー
	湯浅 一生	富士通株式会社財務経理本部 IFRS 推進室長

(平成22年3月、50音順、敬称略)

